

一般財団法人岐阜県バスケットボール協会
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、一般財団法人岐阜県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）定款第31条「役員の報酬等」に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する事項について定めることを目的とする。

第2条〔定義等〕

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 勤務に関しては、事務局の運営に関する規程に準じる。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であり、その名称いかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

第3条〔報酬等の支給〕

- (1) 常勤役員には、定例役員報酬を支給することができる。
- (2) 非常勤役員のうち、代表理事及び業務執行理事には、定例役員報酬を支給しない。
- (3) 定例役員報酬を支給しない非常勤役員には、本協会にて業務を執行する都度、日額または時額で報酬を支給することができる。
- (4) 役員には、役員賞与を支給しない。
- (5) 役員の退職に当たり、退職慰労金は支給しない。
- (6) 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第4条〔報酬等の額〕

- (1) 常任役員の着任時定例報酬月額、【別表1】常勤役員俸給表（以下「俸給表」という。）のとおりとし、各々の役員の着任時報酬月額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。
- (2) 非常勤役員の報酬日額、報酬時額は、事務局の運営に関する規程の【別表1】に準じるが、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。
- (3) 各々の役員の報酬は、時宜に応じ、会長が理事会の承認を得て変更できるものとする。

第5条〔定例報酬の支給〕

定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より支給に関する詳細は、本協会に定める事務局の運営に関する規程に準じる。

第6条〔費用〕

- (1) 本協会は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものは前もって支払うものとする。
- (2) 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は事務局の運営に関する規程に準じる。

第7条〔公表〕

本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第8条〔本規程の改廃〕

この役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の改廃は、評議員会の議決に基づきこれを行うものとする。

第9条〔施行〕

本規程は、令和4年7月1日から施行する。

【別表1】常勤役員俸給表（着任時定例報酬月額）（単位：円）

号	1	2	3	4	5	6
賃金月額	150,000	175,000	200,000	225,000	250,000	275,000
号	7	8	9	10	11	12
賃金月額	300,000	325,000	350,000	375,000	400,000	425,000